

議案第十二号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十七号）の  
一部を次のように改正する。

目次中

「第三節 区民の減量義務（第十八条・第十九条）」を

「第三節 区民の減量義務（第十八条・第十九条）」に改める。

第四節 資源物の収集又は運搬の禁止等（第十九条の二・第十九条の三）」

第七条第一項中「資源物（区長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物）」を「第二十六条に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）に置かれた資源物（廃棄物のうち、古紙、びん、缶その他の再利用の対象となる物として規則で定めるもの）」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項の規定により所定の場所に持ち出された」を「所定の場所に置かれた」に改め、同項後段を削る。

第二章に次の一節を加える。

第四節 資源物の収集又は運搬の禁止等

(資源物の収集又は運搬の禁止及び禁止命令等)

第十九条の二 所定の場所に置かれた資源物については、区長及び規則で定める者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、区長及び規則で定める者以外の者が、前項の規定に違反して、所定の場所に置かれた資源物のうち規則で定めるものを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第十六条第二項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(杉並区行政手続条例の適用除外)

第十九条の三 前条第二項の規定による命令については、杉並区行政手続条例(平成七年杉並区条例第二十八号)第三章の規定は、適用しない。

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

附 則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

(提案理由)

資源物の収集又は運搬の禁止命令及び禁止命令に違反した場合の罰則等を定める必要がある。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

資 料

| 新 条 例  | 旧 条 例  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 再利用等による廃棄物の減量</p> <p>第一節及び第二節 略</p> <p>第三節 区民の減量義務（第十八条・第十九条）</p> <p>第四節 資源物の収集又は運搬の禁止等<br/>（第十九条の二・第十九条の三）</p> <p>第三章 第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（再利用等による減量等）</p> <p>第七条 区長は、第二十六条に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）に置かれた資源</p> | <p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 再利用等による廃棄物の減量</p> <p>第一節及び第二節 略</p> <p>第三節 区民の減量義務（第十八条・第十九条）</p> <p>第三章 第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（再利用等による減量等）</p> <p>第七条 区長は、資源物（区長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物</p> |

物（廃棄物のうち、古紙、びん、缶その他の再利用の対象となる物として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の収集等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

2 所定の場所に置かれた

資源物の所有権は、杉並区に帰属する。

第四節 資源物の収集又は運搬の禁止等

（資源物の収集又は運搬の禁止及び禁止命令等）

第十九条の二 所定の場所に置かれた資源物については、区長及び規則で定める者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

をいう。以下同じ。）の収集等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

2 第二十八条第一項の規定により所定の場

所に持ち出された資源物の所有権は、杉並区に帰属する。この場合において、区長が指定する事業者以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2| 区長は、区長及び規則で定める者以外の者が、前項の規定に違反して、所定の場所に置かれた資源物のうち規則で定めるものを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3| 区長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4| 第十六条第二項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(杉並区行政手続条例の適用除外)

第十九条の三 前条第二項の規定による命令については、杉並区行政手続条例(平成七年杉並区条例第二十八号)第三章の規定は、適用しない。

(罰則)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一| 第十九条の二第二項の規定による命令  
に違反した者  
二| 略  
三| 略  
四| 略  
五| 略

---

一| 略  
二| 略  
三| 略  
四| 略